平成２３年（フ）第１０９３号
兵庫県尼崎市蓬川町10番地の22
債務者　新井　裕茂
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２１号
北海道苫小牧市光洋町３丁目10番３号　大沢荘102
債務者　佐々木照高
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２７号
宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木36番地８梶原荘１号
債務者　熊谷加津子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第２８号
宮城県気仙沼市最知南最知304番地12南最知住宅南①１－１
債務者　齋藤　貞代
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第４８６号
山梨県甲府市下飯田２丁目８番31号　レジデンス西山202
債務者　野田　和稔
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
山梨県甲斐市玉川221番地　センチュリーＡＺＵＭＡ303
債務者　斉藤　弘幸
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
山梨県北杜市須玉町藤田346番地５　サンコーポラス須玉１―507
債務者　久保田由美（旧姓浅川）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５９７号
名古屋市千種区振甫町２丁目32番地　ドルフ振甫202号
債務者　小野木亮介
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６５２号
名古屋市名東区天神下147番地　市営天神下荘ＴＢ棟101号
債務者　葛谷　利加
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０４号
愛知県豊明市三崎町中ノ坪14番地２　メゾンアザレア103号
債務者　田中あゆみ（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９２２号
名古屋市西区栄生３丁目15番22号　パリーマンションⅡ602号
債務者　成田　元子（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１５６号
名古屋市天白区久方１丁目150番地　相生山団地28号棟403号室
債務者　大野　徳子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７９号
神戸市兵庫区夢野町２丁目14番地の６　富士マンション202号、従前の住所神戸市兵庫区大井通３丁目１番13号
債務者　嶺山　嘉孝
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３０号
神戸市長田区御蔵通２丁目１番地の１　ベルコート御蔵402号
債務者　永松　信洋
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３１号
神戸市長田区御蔵通２丁目１番地の１　ベルコート御蔵402号
債務者　坂元　幸江
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３７号
神戸市東灘区本山中町２丁目６番20号　アコーズタワー神戸本山402号、従前の住所神戸市東灘区深江南町４丁目14番22号　ハイエスト西芦屋303号
債務者　岡田　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部